

山形県船舶安全対策協議会 鼠ヶ関港津波・台風等対策部会細則

第1 本部会は、山形県船舶安全対策協議会 鼠ヶ関港津波・台風等対策部会(以下「鼠ヶ関港部会」という。)と称する。

第2 鼠ヶ関港部会は、鼠ヶ関港における津波、台風又は発達した低気圧等による船舶の安全対策等を協議する。

第3 鼠ヶ関港部会は、前項の目的を達成するため次の業務を行う。

- (1) 津波による船舶安全対策に関すること。
- (2) 台風又は発達した低気圧による船舶安全対策に関すること。
- (3) (1)及び(2)のほか、異常な気象又は海象による船舶安全対策に関すること。
- (4) その他、目的を達成するため必要な事項に関すること。

第4 鼠ヶ関港部会は、別表の関係機関・団体をもって組織する。

第5 鼠ヶ関港部会に、部会長を置く。

- 2 部会長は、酒田海上保安部交通課長を充てる。
- 3 部会長は、必要に応じてオブザーバーを出席させることができる。

第6 鼠ヶ関港部会は、毎年1回(5月)定例部会を開催するほか、必要に応じて部会長が召集する。

第7 この細則に定めるもののほか、鼠ヶ関港部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この細則は、平成22年6月24日から施行する。

この細則は、令和5年3月1日から施行する。

山形県船舶安全対策協議会 鼠ヶ関港津波・台風等対策部会

機 関 ・ 団 体 名 称	役 職 名 等	備 考
酒田海上保安部	交通課長	部会長
山形運輸支局	次長	
山形地方気象台	防災管理官	
山形県庄内総合支庁	総務企画部総務課長	
山形県港湾事務所	港湾整備主幹	
山形県鶴岡警察署	地域課長	
鶴岡市	温海庁舎総務企画課長	
鶴岡市消防本部	警防課長	
鼠ヶ関マリーナ	ハーバーマスター	
鶴岡小型船舶安全協会	副会長	
山形県漁業協同組合	念珠関総括支所長	
山形県港湾空港建設協会	理事	